

後期高齢者医療制度ニュース

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成25年 7月31日	
被保険者番号	
居住地	樺戸郡新十津川町
氏名	女
生年月日	昭和 年 月 日
発給年月日	平成20年 4月 1日
発給期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成24年 6月19日
一級負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39014329 北海道後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の保険証
(色は黄色です)

負担割合が変わる方は 保険証の交換が必要です

お手元の後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は、平成25年7月31日までですが、前年の所得によっては、有効期限内でも医療機関で支払う窓口負担の割合が変わる場合があります。8月から負担割合が変わる方は、7月中に案内を出しますので、住民課で保険証を交換してください。

窓口負担割合は、現役並み所得者（住民税の課税所得が145万円以上）と、その方と同じ世帯の方は3割負担、それ以外の方は1割負担です。

問合せ 住民課戸籍保険グループ
☎ 76・2130

後期高齢者医療制度減額・減額認定証	
交付年月日 平成24年 5月 2日	
被保険者番号	
居住地	樺戸郡新十津川町
氏名	女
生年月日	昭和 年 月 日
発給期日	平成23年 8月 1日
有効期日	平成24年 7月31日
適用区分	区分目
発給人と 交付年月日	平成23年 8月 1日 保険者印
保険者番号 並びに保険 者の名称及び 印	39014329 北海道後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の減額認定証
(色はオレンジ色です)

減額認定証が 新しくなります

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が、入院や通院で高額な医療を受けた際に、医療費や入院時の食事代の自己負担額を軽減するために必要なものです。現在お使いの減額認定証は、8月1日以降は使えず、更新が必要です。減額認定証をお持ちで、8月1日以降も該当する方には、7月中に新しい減額認定証を送ります。

現在、お持ちでない方も、8月以降から該当になることがありますので、お問い合わせください。

問合せ 住民課戸籍保険グループ
☎ 76・2130

保険料額を お知らせします

7月中に平成24年度の保険料額の決定通知書を郵送しますので、ご確認ください。

保険料は、安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、忘れずに納めましょう。※年度途中に加入したときは、加入した月からの月割で保険料を計算します。

保険料の納め方を 口座振替に変更できます

保険料を納付書で納めている方や、年金から天引きされている方は、口座振替に変更することができます。

口座振替を希望される方は、住民課税グループにお申出ください。

なお、お申出の際に、保険証、預金通帳、通帳のお届け印が必要です。

※年金からの天引きから口座振替に切り替わる時期は、お申出の時期によります。

問合せ 住民課税グループ

☎ 76・2130

国民健康保険ニュース

◆平成24年度国保税率表

	賦課基準	医療分	支援金分	介護分
所得割 ①	前年の総所得金額などから基礎控除33万円を引いた額	7.8%	1.6%	1.4%
資産割 ②	今年度に納付すべき土地と家屋にかかる固定資産税額	46.0%	7.6%	9.6%
均等割 ③	加入者1人につき	36,000円	7,000円	10,000円
平等割 ④	加入1世帯につき	32,000円	5,200円	6,800円
課税 限度額	①～④の合計額の限度額	510,000円	140,000円	120,000円

国保税率は改正なし

問合せ 住民課町税グループ

☎76・2130

国民健康保険税(国保税)は、それぞれの収入や資産、加入世帯員数に応じてお金を出し合い、病気やケガなどの医療費に充てる税金です。国保税額は医療分、後期高齢者医療制度を支援するための支援金分、40歳～64歳の人が納める介護保険料の介護分の合計額で算定します。今年度は税率の改正はありません。詳しい税率などは左の表のとおりです。

対象者
次の①～③のすべてに該当する方
① 離職日が平成23年3月31日以降
② 離職日に65歳未満
③ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、

離職した方の軽減

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職された方は国保税が離職日の翌日から一定の期間、軽減されます。

国保税の軽減

問合せ 住民課町税グループ

☎76・2130

21、22、23、31、32、33、34のいずれか※季節的に雇用されている方や定年退職者、自己都合の退職者は対象外です。
内容
国保税を算定するにあたり、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなします。※給与所得以外の所得や対象者以外の被保険者の所得は軽減の対象外です。
適用期間
軽減の適用期間は、離職の翌日から翌年度末までです。

申告方法

次のものをお持ちになり、住民課にお越しください。
① 雇用保険受給資格者証
② 印鑑

所得に応じた軽減

前年中の世帯の合計総所得額が次表の基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

◆所得に応じた国保税の軽減基準

世帯の合計総所得額	軽減率
33万円以下	7割
33万円 + [24万5千円 × (世帯主以外の加入者数 + 世帯主以外の旧国保加入者数)] 以下	5割
33万円 + [35万円 × (世帯の加入者数 + 世帯の旧国保加入者数)] 以下	2割

※旧国保加入者とは、国保から後期高齢者医療保険に移行した方です。

国民健康保険 高齢受給者証の更新

70歳以上の国民健康保険被保険者に交付している高齢受給者証は、7月31日(火)で有効期限が満了します。

新しい受給者証を郵送します。8月1日(水)からお使いください。古い受給者証は、有効期限を過ぎましたら破棄してください。

問合せ 住民課戸籍保険グループ ☎76・2130